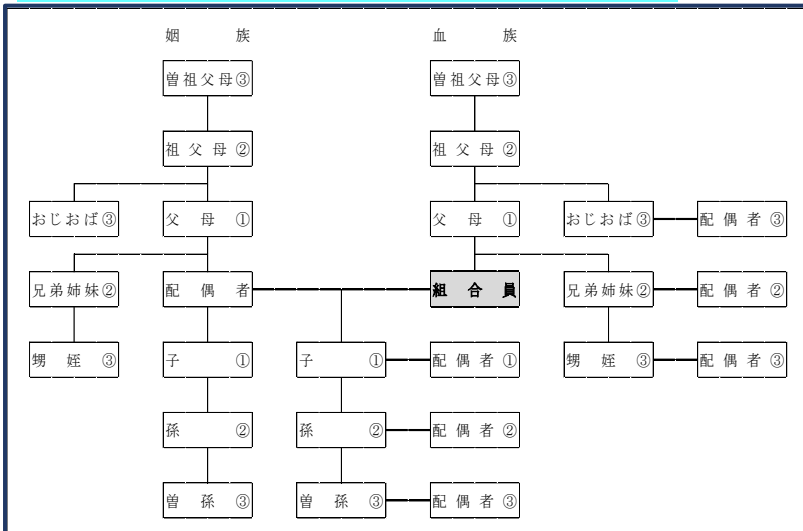


# 会 食 等 利 用 補 助

組合員と被扶養者の元気回復など福祉の増進を図るため、宿泊施設の飲食等の料金についてその一部を補助します。

対 象 施 設	【 会 食 】 宴 会 ・ 食 事 の 場 合		【 婚 礼 (ルブラ王山のみ対象) 】 挙 式 ・ 披 露 宴 の 場 合	
	対 象 者	補 助 額	対 象 者	補 助 額
<b>公立学校共済組合</b> ・名古屋宿泊所 (ルブラ王山)  <b>地方職員共済組合</b> ・アイリス愛知 ・サンヒルズ三河湾	<b>【組合員】</b> <b>【被扶養者】</b> <b>【3親等以内の家族※】</b>	2,500円以上の利用の場合 <b>1,100円</b>	<b>【組合員】</b> <b>【2親等以内の家族】</b>	40万円以上60万円未満の利用の場合 10万円 60万円以上80万円未満の利用の場合 15万円 80万円以上100万円未満の利用の場合 20万円 100万円以上120万円未満の利用の場合 25万円 120万円以上の利用の場合 30万円
	<b>※組合員又は被扶養者の同伴が必要</b>	4,400円以上の利用の場合 <b>2,000円</b>		
	補 助 回 数		利 用 方 法	
※県外施設は会食 利用補助対象外	<b>年度内12回以内</b> <b>(被扶養者等の利用回数を含む)</b>		支部ホームページの「諸届用紙ダウンロード」にある「宿泊施設〔婚礼〕利用補助請書」に必要事項を記入し、対象施設に提出してください。 <b>(後日提出不可)</b>	
	補 助 券 の 種 類			
	<b>会食利用補助券</b> <b>(愛知支部ホームページよりダウンロード)</b>			
	利 用 方 法 等			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会食利用補助券に「<b>会食補助利用者名簿※</b>」を添付し<b>対象施設に提出</b>してください。<b>(後日提出不可)</b></li> <li>※「会食補助利用者名簿」の提出により、利用時に補助対象者であることの証明(組合員証提示)の代替とします。利用者名簿の添付がない場合は、組合員証の提示が必要です。</li> <li>・「会食補助利用者名簿」は支部ホームページの「諸届用紙ダウンロード」から入手し、必要事項を記入のうえ利用施設に提出してください。</li> <li>・おせち購入利用可(補助額上限あり。補助回数上限12回に含む)</li> <li>・補助回数上限超え、利用補助対象者以外の利用等が確認された場合は返還を求めます。</li> <li>※予算額を超過した場合は、補助を終了する場合があります。</li> </ul>			

## ※ 三親等内の家族の範囲 (県外施設は対象外)



## 注 意

- ルブラ王山、アイリス愛知及びサンヒルズ三河湾の補助適用は、組合員又は被扶養者の同伴を条件として三親等内の家族まで認められています。被扶養者でない家族のみの利用や組合員の家族でない方の利用は補助の対象外です。
- 県外公立共済施設での補助は宿泊のみで、補助対象は、組合員とその被扶養者のみです。被扶養者ではない家族の利用はできません。
- 利用補助は産前産後休暇、育児休業等、休業・休職中の方も利用できます。